

警視廳技師井口乘海

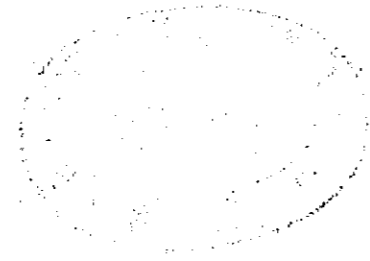
痘瘡豫防に関する調査報告

内務省衛生局

国立保健医療科学院蔵書

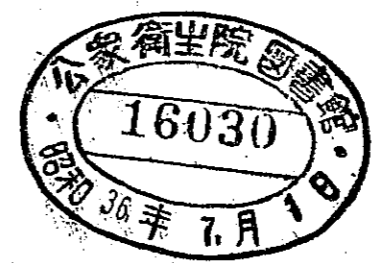
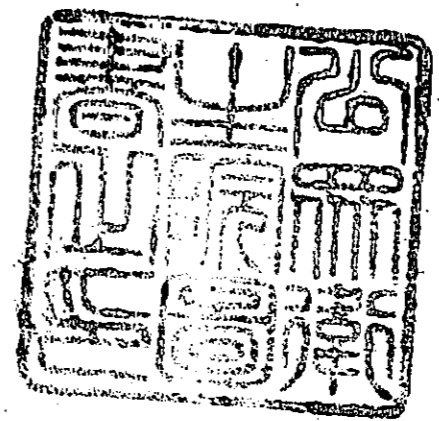


\*10012026\*



昭和36年7月1日  
塚原政繁氏  
寄贈  
公東會社院

P-A  
B  
149



昭和四年七月一日

警視廳防疫課長技師 井口 乘海

内務省衛生局長山田準次郎殿

昭和三年衛生課長會議ノ節御下命相成候痘瘡豫防ニ關スル件調査ノ結果別冊ノ通ニ有之候條此段及報告候也

## 緒言

昭和三年七月全國衛生課長會議ノ際痘瘡豫防ニ關スル調査ヲ命セラレタルモ公務多端殊ニ御大禮ノ御儀ニ關シ多忙ナリシコトト從來系統的ニ研學シタルコトナキ頭腦ノ持主ナルコトトハ到底期待ニ副ヒ難カリシコトヲ愧ツルモノナリ。

本調査ニ當リ、熱心指導ヲ垂レ給ヒシ傳染病研究所々員田宮博士並ニ該博ナル知識ヲ傾注シテ絶大ノ援助ヲ與ヘラレシ傳染病研究所技手笠井久雄氏ニ深謝シ、又本調査ニ當リ援助セラレタル同僚大内、飯田防疫醫ニ謝意ヲ表スルモノナリ。

尙又調査資料蒐集ニ付内務省衛生局防疫官諸賢並ニ各府縣衛生課長各位ニ多大ノ御配慮ヲ煩シタルコトニ對シ厚ク謝意ヲ表ス。

昭和四年七月

井口 乘海

# 痘瘡豫防ニ關スル調査報告

## 目次

第一編 痘瘡論	一
第一章 定義	一
第二章 病名	一
第三章 痘瘡流行ノ歴史	二
第一 歐羅巴及亞米利加ニ於ケル痘瘡流行	二
第二 日本ニ於ケル痘瘡流行	四
第三 支那ニ於ケル痘瘡ノ起原	一六
第四章 流行病學的觀察	一八
第一節 明治十三年以降全國流行ノ概況	一八
第二節 病毒輸入及傳播徑路	二九
(附) 病毒輸入及傳播ノ實例	三一
第三節 痘瘡流行ノ季節的關係	三八
第四節 患者ノ性別、年齡別	四四

第五節 患者ノ職業別.....	五二
(附) 世界各國殊ニ歐洲諸國ニ於ケル本病流行ノ大勢.....	六一
第五章 原因.....	七二
第六章 傳染徑路.....	七三
第七章 病理解剖.....	七五
第一節 發疹ノ組織學的所見.....	七五
第二節 剖檢所見.....	七七
第八章 症 狀.....	八一
第一節 潜伏期.....	八一
第二節 症 狀.....	八二
第九章 診斷及診斷方法.....	九一
第一節 早期ニ於ケル診斷要項.....	九一
第二節 類症鑑別.....	九二
第三節 動物實驗及免疫學的診斷方法.....	九六
第十章 豫 後.....	一〇〇
第十一章 豫 防 法.....	一一三
第十二章 治療法及看護法.....	一一五

## 第二編 病 原 論.....

第一章 本體ニ關スル學說.....	一一九
第二章 痘毒ノ種類及各種痘毒ト人痘毒トノ關係.....	一三三
第三章 感染徑路及痘毒ノ身體内ニ於ケル分佈.....	一四一
第四章 痘毒ノ抵抗力.....	一四八
第一節 物理的作用ニ對スル抵抗力.....	一四八
第一 温 熱.....	一四九
第二 乾 燥.....	一五二
第三 日 光.....	一五三
第四 過光線.....	一五四
第五 人工太陽燈.....	一五六
第二節 化學的作用ニ對スル抵抗力.....	一五七
第一 「グリセリン」.....	一五七
第二 石炭酸水.....	一五八
第三 稀鹽酸水.....	一六〇
第四 稀鹽酸加石炭酸水.....	一六一
第五 昇 汞 水.....	一六四
第六 稀鹽酸加昇汞水.....	一六五

第七	酒 精	一六六
第八	「ラオルマリン」水	一六七
第九	過磷酸加里	一六八
第十	過酸化水素水	一六八

### 第三編 種痘論

第一章	種痘ノ定義	一六九
-----	-------	-----

第二章	種痘史	一六九
-----	-----	-----

第一節	歐洲ニ於ケル種痘法ノ歴史	一六九
-----	--------------	-----

第二節	支那ニ於ケル種痘法ノ變遷	一七七
-----	--------------	-----

第三節	本邦ニ於ケル種痘法ノ傳來	一七八
-----	--------------	-----

第三章	痘苗製造法	一八二
-----	-------	-----

第一節	我國ニ於ケル痘苗製造法ノ概要	一八二
-----	----------------	-----

第二節	世界各國ニ於ケル痘苗製造法ノ概要	一九八
-----	------------------	-----

第四章	種痘ノ術式	一九八
-----	-------	-----

第一節	皮膚接種法	一九八
-----	-------	-----

第二節	其ノ他ノ接種法	二〇四
-----	---------	-----

(1)	皮 内	二〇四
(2)	皮 下	二〇五

第五章	種痘ノ時期及部位ニ關スル考察	二〇七
-----	----------------	-----

第一節	初生兒ノ種痘	二〇七
-----	--------	-----

第二節	定期種痘ノ時期	二二二
-----	---------	-----

第三節	種痘善感ノ季節的關係	二二五
-----	------------	-----

第四節	接種ノ部位	二二六
-----	-------	-----

第六章	種痘ノ症狀	二二七
-----	-------	-----

第一節	初種痘	二二七
-----	-----	-----

第二節	再種痘	二二五
-----	-----	-----

第三節	種痘ノ異常經過	二二八
-----	---------	-----

第四節	合併症	二三五
-----	-----	-----

附 種痘ト急性傳染病トノ關係

第七章	種痘ノ成績	二四八
-----	-------	-----

第一節	定期種痘ノ成績	二四八
-----	---------	-----

第二節	種痘成績ニ影響ヲ及ボス事項及之ニ關スル考察	二六一
-----	-----------------------	-----

一	痘苗ノ種類	二六一
---	-------	-----

二	施術上ノ注意	二六五
---	--------	-----

三	接種後ノ注意	二六五
---	--------	-----

四	季節 節	二六六
---	------	-----

- 五 接種個數ト發痘類數トノ關係.....二六六
- 六 接種個數ト善感率トノ關係.....二七〇
- 七 既往ニ於ケル種痘ノ善感程度.....二七九
- 八 前回種痘ヨリノ經過年數.....二七九
- 九 檢診標準.....二七九
- 十 反痘種痘.....二八〇

〔附〕第一期種痘ニ一類善感ナリシ爲行政上不善感ノ取扱ヲ受クルモノニ

關スル考察

- 第八章 反種痘運動.....二八四

### 第四編 免疫論.....二九九

- 第一章 感受性.....二九九

- 第二章 痘瘡經過後ノ免疫.....三〇三

- 第三章 種痘後ノ免疫.....三〇六

- 第一節 種痘免疫ノ發生及持續.....三〇六
- 第二節 免疫抗體ノ發生及持續.....三一八
- 第三節 種痘免疫ノ學說.....三二一
- 第四節 種痘ノ効果.....三二七
- 第一 歐洲諸國ニ於ケル痘瘡流行ト種痘トノ關係.....三二七

- 第二 死亡率ヨリ觀タル種痘ノ效果.....三三一
- 第三 痘苗ノ種類.....三三三
- 第四 死滅痘苗.....三四〇
- 第五 種痘痕數ト發病病型、死亡率善感率トノ關係.....三四四
- 第六 第一期種痘後ノ經過年數ト再種痘善感率トノ關係.....三四九
- 第七 種痘經過年數及種痘回數ト罹患率並病型トノ關係.....三五二
- 第八 性別ニ依ル再種痘善感率比較.....三五三
- 第四章 母體ノ罹患及種痘ト胎兒ノ免疫トノ關係.....三五五
- 第五章 種痘ニ依ル「アレルギー」反應.....三五九

### 第五編 法令論.....三八七

- 第一章 現行法令並之ガ改正意見.....三八七

- 第一節 現行法令並通牒.....三八七
- 一 種痘法.....三八七
- 二 種痘法施行規則.....三九〇
- 三 種痘法第八條ニ依ル符合記入方ノ件.....三九九
- 四 種痘施術心得.....四〇〇
- 五 市町村種痘事務整理順序ニ關スル件.....四〇一
- 六 滿洲渡航者ニ對シ内地出發前種痘施行方ノ件.....四一三



七 種痘法第四條新ニ保護者ト爲リタル者ニ關スル件	明治四十三年一月 内務省衛發第八號	四一三
八 種痘ヲ要スルモノノ實地調査方ニ關スル件	明治四十三年二月 内務省衛發第九號	四一四
九 船舶乘組員タル住所地方ニ未成年者種痘施行方ノ件	明治四十三年五月 内務省衛發第七號	四一四

第二章 現行法令ニ對スル改正意見	四一五
------------------	-----

### 第二章 種痘ニ關スル舊法令

一 種痘規則	明治七年十月三十日 文部省布達第二七號	四二四
二 種痘醫規則	明治九年四月十二日 内務省布達甲第八號	四二六
三 天然痘規則	明治九年五月 内務省布達甲第六號	四二七
四 傳染病豫防規則	明治十三年七月九日 太政官布告第三四號	四二七
五 傳染病豫防法心得書	明治十三年九月十日 内務省乙第三六號	四二九
六 同上附錄種痘施術心得	明治十八年三月二十六日 内務省甲第九號	四三五
七 種痘規則	明治十八年十一月八日 太政官布告第三四號	四三七

### 第三章 外國法令

第一節 獨逸	四三八
一 獨逸帝國種痘法	四三八
二 獨逸帝國種痘法施行規則	四四六
三 痘瘡豫防法ニ關スル告示	四五〇
第二節 佛蘭西	四六八

一 公衆衛生法中ノ種痘ノ部	四六八
二 種痘施行規則	四六八
三 公種痘従事員服務規定	四六九
第三節 英國種痘令ノ要點	四七〇
各國法令ノ要點摘録	四七一
痘瘡豫防上必要ナル注意並法令改正意見	四七五

# 痘瘡豫防ニ關スル調査報告

## 第一編 痘瘡論

### 第一章 定義

痘瘡ハ病原ノ本體尙ホ不明ナル特異ノ熱性傳染病ニ屬シ、固有徴候トシテ多少ニ拘ラズ全身ニ發疹シ、該發疹ハ丘疹、水疱、膿疱、結痂ノ經過ヲ取り、終リニ癍痕ヲ形成スルモノナリ。

### 第二章 病名

痘瘡ニ就テハ古今東西種々ノ名稱アルモ、現在各國ニ於テ使用スル主ナルモノヲ列記スレバ左ノ如シ。

羅	Variola
英	Smallpox
佛	La petite Verole
伊	Vajuolo
獨	Blattern, Pocken
西	Viruelas

亞刺比亞

Tadari

支那

天花

日本

痘瘡、もかさ、いも(和名)、天然痘、痘瘡

### 第三章 痘瘡流行ノ歴史

先づ痘瘡流行ノ歴史的考察ニ就テ敘述セント欲スルモ、由來歴史ハ吾人ノ專攻以外ノコトニ屬シ、加フルニ資料ノ蒐集意ノ如クナラズ、考證亦從テ周密ヲ缺キ極メテ杜撰ノ調査ニ過ギザルコトヲ豫メ諒セラレムコトヲ乞フ、今便宜上歐米、日本及支那ニ別チテ以下之ヲ記述セムトス。

#### 第一 歐羅巴及亞米利加ニ於ケル痘瘡流行

痘瘡ノ發源地ニ就テハ、茫漠トシテ今之ヲ知ルベカラズ、恐ラク歐洲ニアラズシテ印度若ハ支那ノ東亞地方ガ其ノ郷土ナルベシトハ、史家ノ所說一致スル所ナルモ、本病ガ地中海及歐洲各地ヲ侵襲セシ時期ニ至リテハ、今尙闡明ナラズ、ヒポクラテス Hippocrates ト並稱セラルル名醫ガールン Galen ノ記載シタルアントニ「ベスト」西曆一六五乃至六八年ヲ以テ痘瘡トシテ之ヲ記錄ノ嚆矢トナスモノアレドモ確實ナラズ。爾來久シク痘瘡流行ニ關スル事實ヲ史籍ニ缺キ、第五乃至第六世紀ニ至リテ再ビ其ノ發生アリシヲ知ルニ足ルモノアリ、即チ第五世紀ニハ、佛蘭西國內ニ甚シク蔓延シ第六世紀ニ至リテ爾他ノ諸國ニモ散發シ殊ニ五六九年メツカフ攻撃セシアベシニ、軍隊内ニ猖獗ヲ極メタル事實ハ、疑ヲ容レズ「ワリオラ」痘瘡ナル羅典名ハ實ニ此世紀ニ於ケル著書ニ於テ始メテ使用セラレタリ。第七乃至十世紀ノ間ニ於テハ、各國共ニ大ニ痘瘡傳播ノ防禦ニ努メシト雖尙其ノ發生ヲ免レズ、殊ニプリ

タンニーン及愛蘭土ニ於テ屢々其ノ猛威ヲ揮ヘリ。

第十一世紀ニ至リ恰モ十字軍崩起ノ時ニ際シ其ノ進軍ハ大ニ痘瘡ノ流行ヲ助ケ、常ニ軍隊ノ徑路ニ沿フテ病毒傳播シ、從來其ノ侵襲ヲ免レタル諸州亦其ノ蹂躪ヲ受ケ、第十二世紀ニハ、佛國ニ入り、第十三世紀ニハ、英國ヲ侵シ、第十四世紀末ニハ、獨國ヲ席卷スルニ至レリ。

亞米利加大陸ガ痘瘡ノ侵入ヲ受クルニ至リシハ、第十六世紀ニシテ、始メ西班牙人之ヲ墨西哥ニ傳ヘ、後ニハ、黑人ニヨリテ亞非利加ヨリ屢々之ヲ傳搬シ、濠洲ニ入りシハ、第十九世紀ノ半ナリ。

第十五乃至十六世紀ニ至リ航海事業ノ發達ニ伴ヒ、各國相互ノ交通漸ク頻繁ヲ極ムルト共ニ痘瘡ノ蔓延ヲ助長シ、一五二七年先ヅ丁抹ニ流行シ、次テ英蘭、フアレル島及グレンラシド地方ニ傳搬シ、又佛國、ヘル

ゴランド、英國、瑞典、諾威、伊太利等ノ諸國ニ熾盛ヲ極メタリ。

第十七世紀ニ於テ最モ猛威ヲ逞ウセシハ、ベルシャ及埃及ニ起リ地中海諸島ヲ經テ歐洲ニ蔓延セシ時ニシテ、病毒ハ實ニ南ヨリ北ニ、東ヨリ西ニ散蔓セリ。

第十八世紀ハ、戰禍相踵ギ、從テ各國民ノ集散常ナク其ノ異動頻繁ナリシガ爲メ大ニ痘瘡ノ流行ヲ促シ、全歐洲ニ屢々其ノ發生ヲ見タリ。就中獨逸、ウンガレン、伊太利、佛蘭西、和蘭、英吉利等ニ猖獗ヲ極メ莫大ノ人命ヲ奪ヘリ、一七四六年英國ニ創設セラレタル痘瘡病院ハ實ニ世界ニ於ケル這種病院ノ最初ノモノナリ、本世紀ニ於テ痘瘡ノ爲ニ各國民ノ命ヲ失ヒシモノ其ノ數實ニ幾千萬ナリシヤヲ知ラズ、當時ニ於ケル各國ノ痘瘡死亡數ハ統計ノ據ルベキモノ尠カラズ、又各都市ニ於ケル流行ノ慘狀ヲ記セル記錄ニ乏シカラザルモ、茲ニハ煩ヲ避ケテ凡テ之ヲ省略セリ、實ニ本世紀ニ於ケル種痘術發見以前歐洲人ノ十分ノ一乃至十二分ノ一ハ其ノ死因ヲ痘瘡ニ置クベク、就中小兒ハ其ノ過半ヲ占メ、小兒死亡數ノ一半ハ痘瘡ニ斃レタルモノナリキ。

第十八世紀ノ二十年ニ至リ痘瘡豫防ノ手段トシテ各國間ニ傳痘術 Inoculation 行ハレタリト雖往々被術者ニ危害ヲ及ボセシガ爲ニ汎ク普及スルニ至ラズ一七九六年英國ニゼンナー Jenner ノ種痘術 Vaccination ノ發見アルニ至リテ各國民共ニ其ノ惠澤ニ浴シ此術ハ早クモ獨國ニ傳ハリ次デ佛國瑞典丁抹ルスランド等ニ於テ一般ニ施行セラレ遂年痘瘡ノ數ヲ減ゼシト雖未ダ強制的ニ汎ク行ハルルニ至ラズ且當時ハ再種痘ヲ爲スモノ尙多カラザリシト各國相互ノ間ニ病毒輸入ノ防遏ニ備フルノ途全カラザリシトノ爲ニ第十九世紀ニ及ビテ尙再三其ノ流行ヲ反復シ殊ニスコットランド英國瑞西獨國等ニ猛烈ナル流行ヲ見タリト雖一般ニ病症輕易ニシテ獨國ニ於ケルモノノ如キハ假痘 Varioloiden ナリトナスノ學者多カリキ當時亞米利加亞細亞埃國等ニモ猛勢ヲ以テ流行セリ。

第十九世紀中痘瘡流行ノ頂點ヲナセシハ一八七〇乃至七二年ニシテ埃國ベルギト伊太利英國及佛國ヲ流行地トシテ暴グベシ就中佛國ハ一八七〇年ノ半ヨリ痘瘡發生アリ恰モ獨國ト干戈ヲ交フルニ至リテ大ニ之ガ傳播ヲ助ケ且俘虜ノ獨國ニ逮シテ各州ニ收容セラルルヤ病毒ヲ齎來シ國內ニ猛烈ナル流行ヲ招致シ二千三百萬ノ人口中四十二萬以上ノ患者ト六萬ノ死亡者トヲ出シ次デ隣邦各州就中ルスランド丁抹埃國瑞西伊太利等ヲ侵襲シ遠ク亞米利加及亞細亞ニ波及セリ。獨國ニテハ此流行後幾許モナク一八七四年政府ハ種痘規則ヲ發布シ各國ニ卒先シテ之ヲ強制的ニ實施シ爾來再ビ痘瘡ノ慘憺タル流行ナキヲ得タリ。

第二十世紀ニ及ビテ種痘ノ普及ト其ノ改良トハ相俟テ種痘強制國ニハ殆ト痘瘡ノ跡ヲ絶テタルモ之ヲ強制セザル國ニ於テハ常ニ其ノ流行ヲ反復シツツアリ。

## 第二 日本ニ於ケル痘瘡流行

本邦ニ於ケル痘瘡流行ノ始メテ史籍ニ見ヘタルハ奈良朝時代聖武天皇ノ天平七年(皇紀一三九五)年ニシテ當時朝鮮又ハ支那トノ交通盛ナリシヲ以テ恐ラク彼邦ヨリ之ヲ傳ヘシナラントナスハ諸書ノ略一致スル所ナリ。

遮莫支那ニ痘瘡ノ現ハレタルハ遠ク第四世紀ノ始ニシテ西洋ノ第六世紀ナルニ比シテ更ニ早ク我國ニアリテハ恰モ仁德天皇ノ朝ニ相當スルニ依リ當時支那トノ交通ノ狀ヲ以テスルモ天平以前夙ニ之ヲ傳ヘタリトナスヲ以テ寧ロ妥當トセン。

余ガ聊カ古典ヲ涉獵セル所ヲ以テスルモ奈良朝ニ先テ既ニ十六回ノ疫病流行アリ天平以前痘瘡流行ナカリシトスルハ果シテ輕卒ノ譏ナキヲ得ルカ茲ニ記シテ識者ノ是正ヲ俟ツト共ニ以下史籍ニ上レル歷年ノ痘瘡流行ヲ逐次抄出スルコトトセン。

要スルニ余ノ見ヲ以テスレバ本朝ニ在リテ明治時代迄ニ痘瘡ノ流行ハ大小ヲ合シテ百回ヲ超エ其ノ間實ニ五帝ハ本病ノ爲ニ空シク崩御アラセラレタルナリ。

一奈良朝以前

我國ニ於ケル疫病ノ流行史ハ人皇第十代崇神天皇ノ朝ニ始マリ以下百五十年間ニ十六回ノ流行アリタルコトヲ察知スルニ足ル。

元來當時ノ所謂疫病ハ主トシテ痘瘡麻疹發疹チフスヲ指摘セルモノナルコトハ夙ニシーボルト Stehald

- ベルツ Boel 富士川諸氏ノ所説アリ。
- (一) 崇神天皇ノ五年(皇紀五六九年)始メテ疫病流行ノ記事アリ病者ノ大半ハ死亡セリト。
- (二) 欽明天皇ノ十三年(皇紀一二一三年)此流行ニハ天死者特ニ多カリシト。『日本書記』ニ曰ク「欽明天皇ノ御卷十三年疫病ノ起リシコトヲ考フベシ赤痘瘡ハ今ノ世ニハしかト云フ瘡ナリ」云々

- (三) 敏達天皇十四年(皇紀一二四六年)全國土ニ大流行ス。『日本書記』ニ曰ク「敏達天皇十四年三月。屬此之時。天皇與大連。卒患於瘡。又發瘡死者。充盈於國。其患瘡者言。身如彼燒。被打。被摧。啼泣而死。老少竊相謀。謂曰。是燒佛像之罪也矣。」云々
- (四) 推古天皇ノ三十四年(皇紀一二八六年)米粟不作ナリシタメ、韓ヨリ米粟百七十艘ヲ奉ル、其ノ船中痘瘡患者三人アリ、其ノ各自ニ老人婦人及僧侶一人ヅ、附添ヒタリシガ、自ラ稱シテ疫神ト號シ、今回日本ニモ此疫病ヲ傳ヘンタメ渡來セリ、宜シク我等ヲ祭祠シテ神トナシ、島幸(サトイモ)ヲ奉レト叫ビテ消ヘ失セタルヲ人々目睹セリ、此歲ヨリ大流行アリタリト。『和漢三才圖會』
- (五) 文武天皇ノ二年(皇紀一三五九年)三月ニハ越ノ國
- (六) 同 二年四月ニハ紀伊國、近江ノ國
- (七) 同 四年(皇紀一三六一年)ハ大和國
- (八) 同 大寶二年(皇紀一三六二年)ニハ上毛ノ國
- (九) 同 三年(皇紀一三六三年)ニハ信濃國、上毛國
- (一〇) 同 五月ニハ相模國
- (一一) 同 慶雲元年(皇紀一三六四年)三月ニハ信濃國
- (一二) 同 五月ニハ伊賀國
- (一三) 同 二年(皇紀一三六五年)ニハ諸國、此歲全國飢饉アリ
- (一四) 同 三年(皇紀一三六六年)正月ニハ京畿、紀伊、因幡、三河、駿河ノ諸國
- (一五) 同 四年ニハ河内、備前、安藝、淡路、讚岐、伊豫ノ國ニ流行アリ
- (一六) 同 四年(皇紀一三六七年)正月ニハ諸國ニ流行シ、天皇勅使ヲ遣ハシ大赦ヲ行ハセラル

以上前後十六回ノ流行ヲナセル疫病ハ「瘡」ヲ主トセリト云フモ、其ノ記載ヨリ察スルニ、恐ラクハ痘瘡發疹、チフス及麻疹ノ混交センモノナラムカ。

之ヲ西洋ノ文献(例々)Handbuch d. Historisch-Geographischen Pathologie-Dr. Hirsch, 1860. I. Band, S. 149-163 及 Geschiede d. epidemischen Krankheiten-Dr. Haeser, 1865. S. 326-338 等ニ徵スルモ、痘瘡ト發疹「チフス」トハ最古ヨリ混交シテ流行セルモノ、如ク西曆第十六世紀ノ初期ニ當リ全歐洲ニ蔓延シ、第十八世紀ニ及ビテ發疹「チフス」ハ漸減シ、之ニ代テ腸「チフス」始メテ現ハレタリト云ヘリ、支那ニ於テモ時代ハ更ニ一層古キモ『病源候論』「葛氏方」等ニ同様ノ記載アリ。

二奈良朝時代

(一) 聖武天皇ノ天平七年(皇紀一三九五)痘瘡ノ大流行アリ、此歲夏ニ起リ、秋ヲ過ギ冬ニ亘リテ止マズ、始メハ筑紫ニ發シ、後ニ京師ニ及ビ、上ハ公卿ヨリ下ハ庶人ニ至ル迄爲ニ命ヲ奪ハル、モノ擧グテ算フベカラズ、殊ニ幼少ニシテ死スルモノ頗ル多カリキ、史録ノ多數ハ之ヲ以テ本邦ニ痘瘡アルノ最初トナシ、此以前ノ流行ニハ疑ヲ存セリ『日本紀』ノ「聖武天皇紀」ニ曰ク、天平七年八月。丙午。太宰府言。管内諸國。疫瘡大發。百姓悉臥。十二月。壬寅。是歲頗不稔。自夏至冬。天下患豌豆瘡。俗曰裳瘡。天死者多。天平九年。夏四月。癸亥。太宰管内諸國。疫瘡時行。百姓多死。十二月。是歲春。疫瘡大發。初自筑紫來。經夏涉秋。公卿以下。天下百姓相繼疫死。不可勝計。近代以來。未有之也云々

ユレ日本史上ニ現ハレタル痘瘡流行最初ノ記載ナリトス、尙「大同類聚方」ニハ「痘瘡初發。起自聖武天皇御宇。鈎者。遇蕃人。繼此病」云々  
 『本朝世記』ニハ「從蕃船。痘瘡到天下。自是患其艱者多」云々

『續古事談』ニハ「痘といふ病新羅國より起りたり。筑紫の人鷓鴣を飼ひける船。離れて彼の國に着きて、其の人うつり病み來りけるとぞ云々

『蓋張鈔』ニハ「そのはじめを云へば、筑紫の人魚賣りける船、難風に逢ひて彼の國(新羅)に着きけり、其の人うつり病みて來れり云々

富士川氏『日本疾病史』ニハ「聖武天皇天平七年夏秋ノ候、豌豆瘡ヲ患ヒ天死スルモノ多シ、國史ニ痘瘡流行ヲ記載スルハ此時ヲ以テ始メト爲ス、其ノ流行ノ狀ヲ案ズルニ先ヅ筑紫ニ發シ、東方ニ蔓延シテ京師ニ到レリ、遂ニ天下ニ遍ネク、一兒コレニ罹レバ一村皆感染ス、恰モ裳ノ地ヲ曳クガ如シ、裳瘡ノ名アリ云々

ト記セリ。

(六) 超エテ天平九年(皇紀一三九七年)痘瘡ノ第二次流行アリ、太宰府ヨリ發シ、再ビ天下ニ遍ネシ、其ノ六月二十六日諸國ニ官符ヲ下シ治病ノ法ヲ示ス、典葯頭ハ天平四年十月初メテコレニ任セラレタル物部韓ノ廣足ニシテ、役ノ小角ノ弟子ナリ、コレ侍醫頭ノ初メニシテ、先是天平二年創設セラレタル施藥院ヲ司ラシム、慈惠院ノ濫觴ナリ。『日本疾病史』

(元) 次デ淳仁天皇ノ天平寶字六年(皇紀一四二四年)ニ第三次ノ流行アリ。

三、平安朝時代

(一) 桓武天皇ノ延暦九年(皇紀一四五〇年)

(二) 嵯峨天皇ノ弘仁五年(同 一四七五年)

(三) 文德天皇ノ仁壽三年(同 一五一三年)

當時ノ流行ニハ痘瘡ニ傳染性アルヲ知り、患者發生スレバ、コレヲ深山ニ遺棄シ、其ノ自ラ瘡エテ歸リ

來ルアラバ再ビ鄉黨ニ入ルヲ許シ、其ノ死セルモノハ其儘トナセリト云フ、蓋シ隔離觀念ノ初メナリ。

(三) 陽成天皇ノ元慶三年(同 一五三九年)

(四) 醍醐天皇ノ延喜十五年(同 一五七五年)

コノ時ノ流行ニテ、十月十一日天皇御罹患アラセラレタリト傳フ。

(五) 村上天皇ノ天曆元年(同 一六〇七年)

(六) 圓融天皇ノ天延二年(同 一六三四年)

(七) 一條天皇ノ正暦四年(同 一六五三年)

(八) 同 長徳四年(同 一六五八年)

(九) 同 長保三年(同 一六一六年)

(十) 後一條天皇ノ寛仁四年(同 一六八〇年)

(十一) 同 万壽二年(同 一六八五年)

(十二) 同 長元九年(同 一六九六年)

(十三) 後三條天皇ノ延久四年(同 一七三六年)

(十四) 白河天皇ノ承暦元年(同 一七三七年)

此歳ノ流行ニ皇子敦賢親王、敦文親王御罹患、遂ニ薨去セララル。

(十五) 同 應徳二年(皇紀一七四五年)

(十六) 堀河天皇ノ寛治七年(同 一七五三年)

(十七) 同 嘉保元年(同 一七五四年)

(十八) 鳥羽天皇ノ永久元年(同 一七七三年)

此歳ノ流行ニハ麻疹ノ共ニ存セシコト記載セラル。

(亮) 崇徳天皇ノ大治元年(皇紀一七八六年)

(四) 近衛天皇ノ康治二年(同 一八〇三年)

此時ノ流行中諸國ニ大赦ヲ行ハセラル。

(四) 二條天皇ノ應保元年(同 一八二一年)

(四) 高倉天皇ノ安元元年(同 一八三五年)

此時ノ流行ニ御歴代上皇曾祖父ニ當ラセラルル後白河法皇御罹患アラセラレタリ。

(聖) 同 治承元年(同 一八三七年)

此流行ノ後三年ニシテ治承四年八月ニハ水痘ノ流行アリ當時ハコレヲ「ヘナモト」稱シ「モカサ」ト立派ニ鑑別診斷セリ。

#### 四 鎌倉時代

(四) 後鳥羽天皇ノ建久三年(皇紀一八五二年)

此流行中十二月二十二日若公萬壽(賴朝)ノ長子(賴家)罹患ス。

(聖) 土御門天皇ノ建永元年(同 一八六六年)

流行特ニ猖獗ヲ極メシヲ以テ改元シテ承元ト云フ。

(興) 同 承元元年(同 一八六七年)

(聖) 後堀河天皇ノ元仁元年(同 一八八四年)

(興) 同 嘉祿元年(同 一八八五年)

小流行。

(興) 四條天皇ノ嘉禎元年(同 一八九五年)

(吾) 後嵯峨天皇ノ寛元元年(同 一九〇三年)

(三) 後深草天皇ノ康元元年(同 一九一六年)

此流行ノタメ九月二十五日雅尊親王薨去アラセラレ改元シテ正嘉元年トス。

(三) 龜山天皇ノ弘長二年(同 一九二二年)

(三) 後宇多天皇ノ建治三年(同 一九二七年)

小流行。

(壽) 後二條天皇ノ乾元元年(同 一九六二年)

小流行。

(聖) 花園天皇ノ應長元年(同 一九七一年)

(興) 同 正和三年(同 一九七四年)

小流行。

(聖) 同 正和四年(同 一九七五年)

小流行。

#### 五 足利時代

(天) 北朝後光嚴天皇ノ康安元年乃チ南朝後村上天皇ノ正平十六年(皇紀二〇二一年)

(亮) 長慶天皇ノ文中三年(同 二〇三四年)

此歳ノ流行ニテ新院御罹患セラル。

(啓) 稱光天皇ノ應永三十一年(同 二〇六五年)

(六) 後花園天皇ノ享徳元年(皇紀二二二二年)  
此流行ハ特ニ北陸道ニ甚シカリキ。

(空) 同 享徳三年(同 二二一四年)

(空) 後柏原天皇ノ大永二年(同 二一八二年)

(空) 後奈良天皇ノ天文六年(同 二一九七年)

(空) 同 天文十九年(同 二二一〇年)

以上ノ八大流行ノ他尙室町時代ノ小流行トナシテ

(空) 後村上天皇ノ興國三年(同 二〇〇二年)

(空) 同 正平二十年(同 二〇二六年)

(空) 長慶天皇ノ弘和元年(同 二〇四一年)

(空) 後花園天皇ノ享徳二年(同 二一一三年)

(吉) 後土御門天皇ノ文明九年(同 二一三七年)

(吉) 同 文明十三年(同 二一四〇年)

(吉) 後奈良天皇ノ享録四年(同 二一九一年)

ノ七回ヲ舉グル文獻アリ。

### 六、戰國時代

此時代ハ國ヲ舉ゲテ戰塵ニ終始シ、何レノ記録ヲ閱スルモ戰史以外ニハ疫史トシテ掲ゲラルルモノ極メテ寡少ナリ、即チ流行病中痘瘡ニ關スル記載アルハ唯纔カニ「醫學天正記」アルノミ、就中相當ノ流行トシテ舉グベキモノ下ノ如シ。

(宣) 後陽成天皇ノ慶長十五年(皇紀二二七〇年)

二月、皇太子和仁親王御歳十二歳、御痘瘡ニ罹ラセラレ、春日神社ニ治ヲ祈ル、此歳民病ム者多シト、尙

(吉) 正親町天皇ノ永録三年(同 二二二〇年)

(吉) 同 天正八年(同 二二一〇年)

春夏ノ間。

(兵) 同 天正十三年(同 二二四四年)

(老) 御陽成天皇ノ慶長六年(同 二二六一年)

(天) 後水尾天皇ノ慶長十九年(同 二二七四年)

ノ五回、天下疫病ト記載セルモ痘瘡ガ其ノ主ナルモノナリシヤ否ハ確證ナシ。

### 七、江戸時代

(元) 後水尾天皇ノ元和五年(同 二二七九年)

此歳大流行アリ。

(合) 後光明天皇ノ承應三年(同 二三一四年)

(合) 靈元天皇ノ延寶七年(同 二三四〇年)

此二回ハ局所的小流行ナリキ。

(合) 靈元天皇ノ天和二年(同 二三四二年)

大流行。

(合) 東山天皇ノ元祿十五年(同 二三六二年)

對馬國ニ大流行アリ。



(金) 東山天皇寶永五年(皇紀二三六八年)  
小流行。

(金) 同 寶永六年(同 二三六九年)

小流行。

(六) 中御門天皇ノ寶永七年(同二三七〇年)

大流行アリ。

(六) 同 正徳元年(同 二三七一年)

小流行。

(六) 同 正徳二年(同 二三七二年)

小流行。

(六) 同 享保五年(同 二三八〇年)

(六) 同 享保八年(同 二三八三年)

全國的ニ流行アリ。

(七) 櫻町天皇ノ延享三年(同 二四〇六年)

小流行。

(七) 後桃園天皇ノ安永二年(同 二四三三年)

小流行。

(七) 光格天皇ノ天明八年(同 二四四八年)

此歳大凶作ニ加ヘテ痘瘡ノ大流行アリ。



(七) 仁孝天皇ノ天保九年(同 二四九八年)

小流行。

(七) 孝明天皇ノ嘉永四年(同 二五一一年)

全國ニ大流行アリ。

(七) 同 慶應二年(同 二五二六年)

小流行。

此歳孝明天皇本病ニ罹ラセラレ遂ニ崩御アラセラル。

要スルニ江戸時代ヲ通ジテ六回ノ大流行ト十二回ノ地方的流行アリタルヲ見ルベシ。

以上記スル所ハ本朝ニ於ケル種痘法未知時代ノ痘瘡流行史ニシテ、其ノ初期奈良朝前後及平安朝ニ於テ

ハ大凡三十年毎ニ大流行ノ周期アリ、其ノ後漸次其ノ間隔ヲ短縮シ、後ニハ六、七年毎ニ大流行ノ周期アリ、

毎年小流行ヲ反復シ、遂ニ現代ノ種痘實施時代ニ入レルモノナリ。

### 八明治及大正時代

明治時代ニ入リテ痘瘡ノ大流行ト見ルベキモノ三回アリキ、乃チ

(七) 明治天皇ノ明治三年(皇紀二五三〇年)全國的ニ痘瘡及風疹大ニ流行シ、時ノ人コレヲ「南京痘瘡」ト稱セ

リ。

(八) 同 明治七年(同 二五三四年)再ビ全國的大流行アリ。

(九) 同 明治九年ヨリ十年(同 二五三七年乃至三八八年)ニ及ビ最後ノモノ即チ全國的大流行ノ最終ノモ

ノナリ。

其ノ他地方的ノモノ及小流行ハ殆ド毎年報告セラレテ絶ユルコトナカリキ、就中多少顯著ナルモノヲ

列舉スレバ次ノ如シ。

- (8) 明治八年ヨリ十七年(皇紀二五三六乃至四五五年)ニ亘ル十年間ハ上記ノ二流行ヲ除キ、毎年小流行ヲ重ネ、總傳染病患者ノ約二%ハ痘瘡ナリシト。
- (9) 明治十八年ヨリ十九年(皇紀二五四六乃至四七七年)ニ亘ル二箇年間ニ九州中國ニ局所的大流行アリ、總患者數七一〇九六名、内死亡者二二〇〇五名ヲ算セリ。
- (10) 明治二十五年ヨリ二十七年(皇紀二五五三乃至五五年)ニ涉ル東京以北ニ於ケル局所的大流行ニアリテハ、患者八八〇九五名、死者二三六〇三名ヲ記録ニ殘セリ。
- (11) 明治四十年及四十一年(皇紀二五六九乃至七〇年)ニ於ケル九州、阪神地方、關東地方及散在的性ナル全國大流行ニアリテハ、患者一九一〇九名、死者六、二七五名ヲ出シタリ。
- (12) 大正天皇ノ大正六乃至七年(皇紀二五七七乃至七八年)ニハ、全國ニ散發性ニ六、二二一名ノ患者ヲ出シ、
- (13) 大正十二年(皇紀二五八三年)ニハ、同ジク全國ニ一、九一〇名ノ患者ヲ發生シ、
- (14) 同 十三年(皇紀二五八四年)一、六七二名ノ患者ヲ發生セリ。
- (15) 大正十五年(皇紀二五八六年)ニハ、一、二七〇名ノ患者ヲ發生セリ。

### 第三 支那ニ於ケル痘瘡ノ起原

支那ニ在テハ漢以前ノ醫書ニ一トシテ痘瘡ニ關スル記述ヲ見ズ、最古ノ醫書トセララルル『素問』『靈樞』『難經』等ヲ『傷寒』『金匱』等ノ諸書凡テ之ヲ論ゼズ、龐氏曰ク『自漢魏以前。經方不載』云々。

龐氏曰ク『自漢以前。方書。初無痘疹』云々。

支那ノ醫書ニシテ痘瘡ノ記載アルモノ『肘後方』ヲ以テ其ノ嚆矢トス。曰ク『建武中。於南陽襄陽所得。仍

呼虜瘡』云々。

之ヲ史ニ徵スルニ、

東晉ノ元帝ノ時、建武年間(西曆三一七年)乃チ我朝ニテハ第十六代仁德天皇ノ五年(皇紀九七七年)戰役アリ、南陽縣ノ戰ニ捕虜トナレル者ニ初メテ此病ヲ見ルト。

第二説ニハ前漢ノ武帝ノ時、建武年間(西曆四九四乃至四九七年)ニ亘リ、本朝ニテハ第二十四代仁賢天皇ノ七年ヨリ十年ニ亘ル、皇紀一一五四年乃至一七七年)ニ初メテ此疫アリト云ヒ。第三説ニハ建元年間(西曆四八一年)我ガ二十二代清寧天皇ノ二年(皇紀一一四一年)西域月支ニ使シタル張某ト云フ者歸來ユノ病ヲ齎ラント傳ヘ。

第四説ニハ馬伏波ト云フ者、交趾ヲ征シテ歸ル時此病ヲ傳フトナス。

按ズルニ支那上古ニ建武ノ年號三アリ、乃チ東晉ノ建武、東漢ノ建武及前漢ノ建武是ナリ、而シテ第一次ノ痘瘡流行ガ何レノ建武年間ナリシヤハ不明ナレドモ、東晉ノ建武年間ハ我ガ仁德天皇ノ時ニ當リ、此時初メテ南陽ノ虜ヨリ傳ハリシトスレバ、前漢ノ武帝ノ建元年間ニ第一次ノ流行アリシトシテ其ノ間約二百年、更ニ又其ノ後百五十年ヲ經テ我國ノ天平年間ニ及ブガ故ニ、當時ノ日支交通ノ狀ヲ以テシテモ、此間ニ一回モ痘瘡ガ本邦ニ襲來スル機會ナカリシトハ考ヘ難ク、世ノ所謂天平七年ヲ以テ第一回ノ痘瘡流行ト云フ説ニ對シ、余聊カ古典ヲ涉獵シ、天平以前尙十六回ノ疫病流行アリシヲ知レリ、之ヲ以テ痘瘡ナリトスルノ根據未ダ確實ナリト云フベカラザルモ、サリトテ之ヲ否定シ去ルノ確證ナシ、當時ノ日支交通ノ狀ヨリ推シテ余ハ本邦ノ痘瘡流行ガ天平ニ先チテ實ニ人皇第十代崇神天皇ノ御宇ニアリシコトヲ信ゼント欲スルモノナリ。

# 第四章 流行病學的觀察

## 第一節 明治十三年以降全國流行ノ概況

明治十三年ヨリ昭和三年ニ至ル四十九年間ノ全國ニ於ケル痘瘡流行ノ概況ヲ觀ルニ、流行ハ年ニ依リテ非常ナル懸隔アリ、即チ患者一萬人以上ヲ發生シタルコト九箇年ヲ算スル一方、又百人ニ充タザルコト六箇年ヲ數フルノ狀況ニアリ、但シ大體ニ於テ流行ノ大勢ヲ考察スルトキハ

一、明治十三年以降明治三十二年ニ至ル二十箇年ハ患者ノ發生多ク、明治二十三年ヲ除ケバ其ノ他ノ十九箇年ハ何レモ患者ノ發生數一千人ヲ降リタルコトナク、明治十九年ノ如キ實ニ患者七萬人ヲ超エ死者一萬八千餘人ヲ出シタルコトアリ、然ルニ其ノ後ニ於テハ、明治四十一年ニ患者一萬八千餘人ヲ出シタルノミニテ、其ノ他ノ年ニハ特ニ大流行ト稱スベキ程ノコトナシ、今明治十三年以降昭和三年ニ至ル四十九箇年間ヲ大凡十箇年毎ニ集計シテ流行ノ大勢ヲ見レバ左ノ如シ。

年次	患者數	死者數	死亡率
自明治二十一年至二十二年	一、二四、九九一	三四、九一一	二七・九三
自明治二十三年至二十四年	一、四九、〇一一	四〇、九七〇	二七・四九
自明治二十五年至二十六年	二、二、六〇七	六、九四九	三〇・七四
自明治二十七年至二十八年	七、八六四	一、七一七	二一・八三
自明治二十九年至三十年	一五、一七四	三、三九五	二二・三七

計	三一九、六四八	八七、九四二	二七・五一
---	---------	--------	-------

備考 本表ノ數字ハ內務省衛生局統計ニ依リタルモノナリ

二、本表ニ依レバ明治十三年以降ノ九箇年間ト明治二十二年以降ノ十箇年トハ其ノ患者數相伯仲スルモ、明治三十二年以降ノ十箇年間ニハ患者數激減シテ二萬二千餘人(明治四十一年ノ一萬八千七百七十五人ヲ減ズレバ僅ニ四千五百三十二人ナル)トナリ、之ヲ前ノ十箇年間ニ發生セル十四萬九千餘人ニ比較スレバ約七分ノ一ニ過ギズ、之ガ事由ニ就キテ考察スルニ、明治三十年五月法律第三十六號ヲ以テ發布セラレタル「傳染病豫防法」ノ實施ニ伴ヒ、一般法定傳染病患者ノ取扱、消毒方法ノ施行ガ適法ニ行ハレ、殊ニ痘瘡ノ如キ特殊ノ傳染病ニ對スル執行ノ徹底ガ斯ノ如キ好結果ヲ齎シタルモノニアラザルカ、然ルニ此期ノ末ナル明治四十一年ニ於テ患者一萬八千餘人ヲ出シタル大流行アリ、此際ノ經驗ニ鑑ミ明治四十三年ニハ種痘法改正セラレ、種痘ノ徹底シタル爲、明治四十二年ヨリノ十箇年間ニハ僅ニ七千八百餘人ヲ算シタルノミニシテ、前期ニ比シ更ニ約三分ノ一ニ減少シ非常ナル好成绩ヲ示シタリ、然ルニ大正八年以降最近ノ十箇年間ニハ却テ前十箇年間ニ倍加セル患者ノ發生ヲ見タルハ注意ヲ要スル所ニシテ、其ノ原因ハ近時交通頻繁ノ度ヲ加ヘタルコト、殊ニ我國内地ヘ種痘ヲ受ケザル中華民國、朝鮮人等ノ出入スルモノ漸ク多キヲ加フルガ爲ナルベキカ、兎ニ角本病豫防上顧慮ヲ要スル所ナルベシ。

### 三、大流行ノ觀察

前記明治十三年ヨリ昭和三年迄ノ期間ニ於テ、特ニ大流行ト認ムベキモノ前後五回アリ、之ガ流行ノ大勢ヲ觀察スレバ左ノ如シ。

#### 【第一回流行】

明治十七年ハ神奈川、長崎、熊本ノ各縣ニ患者多發シ、翌十八年ニハ全國各地ニ蔓延シ、殊ニ長崎、兵庫、神奈

川、福岡ノ四縣ニハ千名以上ノ患者ヲ出シタリ、更ニ十九年ニハ、大阪、兵庫ノ二府縣ニ流行最モ熾烈ヲ極メ九州北部、廣島、岡山方面ニモ多數ノ患者ヲ出シ、北海道、東北六縣ヨリ北陸、東山地方ニモ蔓延シ翌二十年及二十一年ニ涉リタリ、此流行ハ種痘法發見以來ノ大流行ニシテ患者約十四萬人ニ及ビタリ。

【第二回流行】

前回ノ流行ニ於テ比較的早ク流行ノ終熄ヲ見タル關東地方ニ於テハ既ニ明治二十四年ヨリ流行ヲ始メ翌二十五年ニハ同地方ニ續發セルノ外、北海道、青森、新潟、富山ノ各縣等ニ多發シ、病毒ハ更ニ大阪府、兵庫縣方面ヲ襲フニ至レリ。

超エテ二十六年關東地方ニ於テハ群馬縣ヲ除ク他ハ概ネ靜穩ニ歸シタルモ、北海道、青森、新潟、富山ノ各縣ハ更ニ流行ヲ強メタルノミナラズ、石川、長野ノ各縣ニモ蔓延シ、關西方面ニ於テハ大阪府、兵庫縣ニ流行ヲ續ケタルノ外、奈良、和歌山ノ二縣ニモ蔓延シ、岡山、廣島、山口、德島ノ各縣及福岡、長崎ノ諸縣ニモ及ビ患者四萬人ヲ超エタリ、其ノ餘波ハ二十七年ニ山梨縣ニ及ビ、又新潟、靜岡、廣島、長崎、熊本ノ各縣ニハ繼續シテ患者多發シ幸ウジテ流行ヲ了リタリ。

【第三回流行】

明治二十九年ニ於テ東京、大阪、兵庫、宮城ノ各府縣ニ流行アリ、福岡縣ニ於テモ流行ヲ始メ、三十年ニ至リテハ新ニ北海道ニ流行シ、又宮城縣ニハ前年ノ流行ヲ繼續スルノ他、關東地方ニ於テハ東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城ノ各府縣一帯ニ流行蔓延シ、更ニ東海、近畿地方ニ及ビ殊ニ大阪、兵庫ノ二府縣ニ多發シ、德島、福岡、長崎ノ各縣ニ及ビ總計四萬一千九百四十六人ヲ算シ、二十六年ニ比シ四十六人ヲ超エタル大流行ヲ見タルモ、此流行ハ此年ヲ以テ殆ド終熄シ、其後ハ僅ニ北海道、東北地方ニ多少其ノ發生ヲ見ルノミトナレリ。

【第四回流行】

前回ノ流行後、明治三十七年ニ九州ノ一角ニ小流行ヲ見タル外、約十年間ハ痘瘡流行ノ影ヲ潛メタリシガ、明治四十年ニ至リ兵庫縣ニ流行ヲ始メ、翌四十一年ニハ東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、廣島、德島、香川、福岡ノ各府縣ニ流行シ、二萬ニ近キ患者ヲ出シテ終熄シ、爾來患者一萬人ヲ超ユルガ如キ流行ハ之ヲ見ザルニ至レリ。

【第五回流行】

大正六年大阪府及兵庫縣ニ患者多發シ、岡山、廣島、高知、福岡、熊本、鹿兒島ノ各縣ニ相當發生セシガ、翌年ハ岩手、東京、兵庫、香川、福分、大分ノ各府縣ニ多少ノ流行ヲ見タル以外、稍、小康ノ状態ニアリシニ、八年ニハ再ビ兵庫、大阪方面ニ流行シ、其ノ他鹿兒島、德島、山口ノ各縣ニ多發シ、翌九年ニ及ビタリ。

四、本病多發ノ地點

本病流行ノ跡ヲ尋ヌルニ、本邦ニ於ケル流行ノ源泉ハ常ニ海外ヨリ病毒ヲ輸入スルモノナルヲ以テ、最初ニ流行スル地點ハ多クハ開港場カ、人貨ノ交通繁キ大都會カ、然ラズンバ漁業ノ關係ニ依リ海外ノ流行地ト直接關係ヲ有スル所ナリトス、而シテ病毒ガ一度國內ニ侵入スルトキハ其ノ周圍ニ患者ノ續發ヲ見ルモノナルヲ以テ、本病ハ西部ニ於テハ九州北部、廣島、山口、德島ノ諸縣ニ流行シ、殊ニ大阪、兵庫ニ多發スルコト多ク、東部ニ於テハ東京、神奈川ニ多發シ、又漁業ノ關係ニヨリ北海道、青森ノ地方ニ多發スルガ如シ。

以上ノ如キ狀況ニアルヲ以テ、痘瘡豫防上ヨリ考察スルトキハ、前記ノ各府縣ニ於テハ特ニ種痘ノ勵行ニ努ムルハ勿論、海外ヨリノ交通關係ニ深甚ノ注意ヲ拂フノ要アルベシ。